



11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

☎ 男女共同参画推進センター (☎025-527-3624)

配偶者などからの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

このような暴力をなくすため、国や自治体では、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として周知啓発に取り組みます。

詳しくは



●『ひとりで悩まないで』

女性相談員が、あなたの気持ちに寄り添いお話を伺います。安心してご相談ください。相談は無料です。(☎025-527-3614)

●高田城三重櫓の「パープル・ライトアップ」を行います

時11月12日(火)～25日(火)

日没～午後10時

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害



者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。

●女性に対する暴力防止オンラインセミナー

サテライト会場でセミナーをオンラインで視聴します。どなたでも参加いただけます。

時11月21日(金)午後2時～4時

所市民プラザ 定20人(申込順)

講五ノ井里奈さん(元自衛官)

他演題＝「自分らしく生きること

～勇気の一歩と支え合い～」 申11月4日(火)以降



秋季火災予防運動

期 間 11月9日(土)～15日(土)

防火標語 「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

昨年、市内では44件の火災が発生し、2人の尊い命が奪われました。住宅火災の多くは、ちょっとした不注意や気のゆるみから発生します。家庭や地域を火災から守るため、4つの習慣・6つの対策を実行しましょう。

●暖房器具の取扱いにご注意ください

これからの季節は、暖房器具などの火気を使用する機会が増えます。器具が正常に作動するか、周りに燃えやすい物がないか、使用前に点検しましょう。また、万が一の際にすぐ消火できる準備を整えましょう。

自宅や地域を火災から守るため、火の取り扱いに十分注意してください。

●住宅防火いのちを守る 10のポイント

●4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすい物を置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

●6つの対策

- ①火災の発生を防ぐため、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐため、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。

- ④火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく。

- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

●住宅用火災警報器は10年経ったら取り替えを

電池切れや内部の電子部品の劣化などで寿命を迎えた住宅用火災警報器が増えています。設置から10年近く経っているものはすぐに点検し、正しく作動しない場合は新しいものに交換しましょう。

●感震ブレーカーを設置しましょう

地震に伴って発生する建物火災の約半数以上が、電気に起因する火災といわれています。感震ブレーカーは、地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置です。地震が引き起こす電気火災対策の一つとして設置しましょう。

☎ 危機管理課 (☎025-520-5667)、上越地域消防局予防課 (☎025-545-0230)



11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間」です

☎ こども家庭センター (☎025-520-7490)

こども家庭庁では、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、社会全体で児童虐待の問題への関心と理解を得られるよう、広報・啓発活動に取り組んでいます。

●こんなことはないですか？

- ・子育てがづらい。
 - ・子どもの行動にイライラして、叩いてしまいそう。
 - ・言うことを聞かないため、つい怒鳴ってしまう。
- 子育ての悩みや不安がある場合は、一人で抱え込まずにご相談ください。

●地域の皆さんへ

通告は子どもを守ることと、困り事を抱える家庭を支援につなげることとなります。「虐待かも」と思われる様子を見聞きした場合には、ご連絡ください。

○相談窓口＝児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189(いちばやく))24時間対応)、上越児童相談所(☎025-524-3355)、こども家庭センター(月～金曜日午前8時30分～午後5時15分)※匿名での相談もできます。「親子のための相談LINE」もご利用ください。

詳しくは

